

助成金

出張

労働災害の約5件に1件は「経験年数1年未満」の労働者です。

## 雇い入れ時(新入社員)安全衛生教育

「雇い入れ時(新入社員)安全衛生教育」は、雇用形態(常時、臨時)や国籍にかかわらず、新規採用のすべての労働者について行わなければならない安全衛生教育で、労働安全衛生法第59条1項により事業者に義務づけられています。

新規採用者は安全衛生についての知識がほとんどありません。職場には様々な不安全状態や不安全行動が潜んでいます。仕事にあたって、これら危険な要素にいち早く気づき、対処していくける基礎能力をしっかりと身につけることは、本人とっても会社にとても大切なことです。都合でこれまで受講できなかった方や、中途採用で教育を受けていない方なども対象となりますので、この機会を逃さず受講をお願いします。

出張講習(10名以上)の場合は、会社の作業内容や現場の状況にあわせて、講習内容をアレンジすることも可能です。

対象者

新入社員・中途採用等で未受講者・配置転換により作業内容を大幅に変更した方

講習の内容(労働安全衛生規則によるカリキュラム)

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること
- 2 安全装置、有害物制御装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること
- 3 作業手順に関すること
- 4 作業開始時の点検に関すること
- 5 当該業務に関して発生する恐れのある疾病の原因及びその予防に関すること
- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関すること
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関すること
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項



日 時

令和8年4月15日(水) 9:00~17:00

※申込後、詳細な時間割を記載した「受講票(カリキュラム)」を送付します

会 場

地場産業振興センター(足利市朝倉町32-11)

受講料

13,200円

※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています

※当協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として3,300円が加算されます

申込期間

令和8年2月2日(月)~ 4月1日(水) 定員30名

申込方法

ホームページから直接お申し込みください (お問い合わせは、協会事務局73-6660まで)

助成金

市内中小製造業の場合は、足利市から受講料の30%が助成されます

出張

事業所で10人以上の受講者がいる場合は、日程を調整して出張講習もできます